明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）　一
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　二
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産五）　七
〔府令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務一〇）　一六
○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二八）
○危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（国土交通一九）
〔規則〕
○国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委五）　二〇
〔告示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府二五～四七）　二三
○地域再生計画の変更を認定した件（同四八～一〇四）　二六
○地域再生計画の認定を取り消した件（同一〇五、一〇六）　三三

府令

○内閣府令第十三号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項第二号ホ中「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第三号中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第五条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二十三第二項第三号イ中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。